

令和 8 年 9 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 6 9 号	行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例	1～8
議案第 7 0 号	行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 7 1 号	行田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	10
議案第 7 2 号	行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 7 3 号	行田市景観条例の一部を改正する条例	12
議案第 7 4 号	行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	13

行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>行田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 条例等 市の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。<u>以下同じ。</u>）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び規則をいう。 (3) 市の機関等 <u>市長その他の執行機関、法律の規定により市に置かれる機関若しくはこれらの管理の下に置かれる機関、これらの機関の職員であって法令、条例等により独立に権限を行使することを認められたもの又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</u>	<u>行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u> <u>(定義)</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 条例等 市の条例及び<u>市の執行機関の規則</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び<u>埼玉県の執行機関の規則</u>をいう。 (3) 市の機関等 <u>市の執行機関、水道事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。</u>

改正後	改正前
(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (電子情報処理組織による申請等) 第3条 <u>申請等</u>のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定において書面等</u>により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で定める電子情報処理組織</u>（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。<u>以下同じ。</u>）を使用する方法により行うことができる。 2 前項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に<u>規定する方法</u>により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該申請等に関する条例等</u>の規定を適用する。 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、<u>当該申請等を受ける市の機関等</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイ	(4) <u>市の執行機関等</u> <u>市の執行機関又は水道事業管理者をいう。</u> (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (11) (略) (12) (略) (電子情報処理組織による申請等) 第3条 <u>市の機関等は、申請等</u>のうち当該申請等に関する他の条例等の<u>規定により書面等により行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>市の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織</u>（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>申請等をする者</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）<u>を使用して行わせることができる。</u> 2 前項の<u>規定により行われた申請等</u>については、当該申請等を書面等により<u>行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等</u>により行われたものとみなして、<u>当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の<u>規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に</u>

改正後	改正前
ルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。 <u>4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> <u>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。</u> <u>6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合は、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</u> （電子情報処理組織による処分通知等） 第4条 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定める電子情報処理組織を使用す</u>	到達したものとみなす。 <u>4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。</u> （電子情報処理組織による処分通知等） 第4条 <u>市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、電子情</u>

改正後	改正前
<u>る方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。</u> 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、<u>当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 4 <u>処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</u> 5 <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合は、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。</u> （電磁的記録による縦覧等）	<u>報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。</u> 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、<u>同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u> 4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>市の執行機関等</u>が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。 （電磁的記録による縦覧等）
第5条 <u>縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等</u>	第5条 <u>市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定</u>

改正後	改正前
により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。</u> 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u> （電磁的記録による作成等） 第6条 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 <u>作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合は、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。</u> （適用除外） 第7条 <u>次の各号に掲げる手続等については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</u>	により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、<u>市の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。</u> 2 前項の<u>規定により行われた縦覧等</u>については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。</u> （電磁的記録による作成等） 第6条 <u>市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。</u> 2 前項の<u>規定により行われた作成等</u>については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、<u>当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u> 3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の<u>規定により署名等を行うこととしているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって<u>市の執行機関等が定めるもの</u>をもって<u>当該署名等に代えることができる。</u>

改正後	改正前
(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項であって対面で確認する必要があること、処分通知等について書面等で交付する必要があることその他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないもの</u> 第3条から前条までの規定 (2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。）</u> 第3条及び第4条の規定 (3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定により行うことが規定されているものを除く。）</u> 第5条及び前条の規定 <u>(添付書面等の省略)</u> 第8条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合は、添付することを要しない。</u> <u>(市の手続等に係る情報システムの整備等)</u> 第9条 市は、市の機関等に係る手続等における<u>情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(市の手続等に係る情報システムの整備等) 第7条 市は、市の機関等に係る手続等における<u>情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>

改正後	改正前
2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信技術を活用した行政の推進における安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じ</u>なければならない。 3 市は、市の機関等に係る手続等における<u>情報通信技術を活用した行政の推進</u>に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。 <u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</u> <u>第10条</u> 市長は、電子情報処理組織を<u>使用する方法により</u>行うことができる<u>市の機関等に係る申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況</u>について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) <u>第11条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、<u>情報通信の技術の利用</u>における安全性及び信頼性を<u>確保するよう努め</u>なければならない。 3 市は、市の機関等に係る手続等における<u>情報通信の技術の利用</u>の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。 <u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</u> <u>第8条</u> 市長は、<u>少なくとも毎年度1回、市の機関等が</u>電子情報処理組織を<u>使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等</u>その他この条例の規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。 (委任) <u>第9条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市の執行機関等</u>が定める。

行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
附則第 2 項の規定による行田市印鑑条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 1 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が電子情報処理組織（<u>行田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成 1 8 年条例第 2 3 号）第 3 条第 1 項の電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付の申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しないものとする。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第 1 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が電子情報処理組織（<u>行田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成 1 8 年条例第 2 3 号）第 3 条第 1 項の電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付の申請をするときは、印鑑登録証の添付を要しないものとする。

行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(特別休暇) 第 1 4 条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) (略) (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3) (略) (4) 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同法第 1 3 条第 1 項若しくは第 1 3 条の 2 に規定する健康診査を受ける場合 妊娠 6 月（1 月は 2 8 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 1 0 月から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間 (5)～(22) (略) 3 ～ 5 (略)	(特別休暇) 第 1 4 条 (略) 2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 (1) (略) (2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間 (3) (略) (4) 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同法第 1 3 条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠 6 月（1 月は 2 8 日として計算する。以下この号において同じ。）までは 4 週間に 1 回、妊娠 7 月から 9 月までは 2 週間に 1 回、妊娠 1 0 月から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数）とし、1 回につき 1 日の範囲内でその都度必要と認める時間 (5)～(22) (略) 3 ～ 5 (略)

行田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) (印鑑の登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑登録申請書の記載事項と当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合し、その他必要な事項について審査した後、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2～4 (略)	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) (印鑑の登録) 第4条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を備え、前条の申請があったときは、当該申請に係る認可地縁団体印鑑登録申請書の記載事項と当該認可地縁団体につき<u>省令第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項とを照合し、その他必要な事項について審査した後、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2～4 (略)

行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(一部負担金) 第5条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注12の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。	(一部負担金) 第5条 (略) 2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注8の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、前項の規定にかかわらず一部負担金を支払うことを要しない。

行田市景観条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(届出を要しない行為) 第 1 3 条 法<u>第 1 6 条第 8 項第 1 2 号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（法<u>第 1 6 条第 8 項第 1 号</u>に規定する行為を除く。）で、規則で定めるもの 2 景観づくり推進地区及び景観づくり重点地区内における法<u>第 1 6 条第 8 項第 1 2 号</u>の条例で定める行為は、前項（第 4 号及び第 5 号を除く。）のほか、景観計画において定められた地区ごとに規則で定める規模以下の行為とする。	(届出を要しない行為) 第 1 3 条 法<u>第 1 6 条第 7 項第 1 1 号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(5) (略) (6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（法<u>第 1 6 条第 7 項第 1 号</u>に規定する行為を除く。）で、規則で定めるもの 2 景観づくり推進地区及び景観づくり重点地区内における法<u>第 1 6 条第 7 項第 1 1 号</u>の条例で定める行為は、前項（第 4 号及び第 5 号を除く。）のほか、景観計画において定められた地区ごとに規則で定める規模以下の行為とする。

行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(退職手当) 第15条 (略) 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日（<u>1月間の日数（行田市の休日定める条例（平成元年条例第28号）第2条第1項各号に掲げる日数は、参入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～9 (略) (会計年度任用職員についての適用除外等) 第19条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条<u>及び第12条の2</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第5条、第6条<u>及び第15条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。	(退職手当) 第15条 (略) 2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。 3～9 (略) (会計年度任用職員についての適用除外等) 第19条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、<u>第12条の2及び第14条</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。 2 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第20条 第5条、第6条、<u>第6条の3、第15条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。